

## 精神障害者の治療中断予防のための医療機関・地域の連携推進 ～安定した地域生活移行のために地域で考える仕組みづくり～

北多摩北部保健医療圏 多摩小平保健所

実施年度 開始 平成 22 年度 終了 平成 22 年度

**背 景**  
精神保健福祉活動において、治療中断予防は最も重要な課題である。当保健所では、平成 20～21 年度にかけて、治療中断予防のためにクリニカルパスを活用した連携推進を目指し、取組を行った。その結果、治療中断予防のためには、「パスよりもまずお互いに顔をあわせ声をかけあう」「お互いの役割を知り同じ思いで連携する」ことが重要であると明らかになった。そこで、医療機関と地域の連携の推進を図るために、医療機関を含む地域関係者と顔を合わせて意見交換を実施したうえで、連携事例集を作成する本事業が企画された。

**目 標**  
1 連携事例集「困ったときの連携ノート」を活用した連携の推進  
治療中断を予防するために、連携のポイントを整理した上記を作成する。  
2 上記ノートの作成過程を通じて管内の病院と地域との連携の推進を図る。

**事業内容**  
1 「地域連携」意見交換会の開催・アンケート調査の実施  
当事者団体・家族会・医療機関・関係機関などからなる各市の「精神保健福祉関係者会議」を廻り、地域連携の現状、連携事例集の内容について意見交換を行った。また参加者にアンケート調査・結果報告を行い、当事者・家族の現状、各関係機関の連携状況、地域連携の課題について情報を共有した。  
2 管内精神科病院訪問  
管内精神科 10 病院を訪問し、看護管理者の聞き取り調査を行った。地域との連携状況や病院内の看護体制を確認し、下記研修会の内容について意見交換するとともに、病院職員の参加を呼びかけた。  
3 関係者向け研修会「精神科病院と地域の連携」の開催  
医療機関を含む地域関係者を対象とした研修会を開催し、講演会と事例検討グループワークを実施した。現在の精神保健福祉の課題と連携のあり方についての理解を深め、参加者の地域連携に対する認識の向上を図った。  
4 連携事例集「困ったときの連携ノート」の作成  
上記取組を通じて内容の検討を行い、医療機関を含む地域関係者が地域連携に取り組む際に活用できる連携事例集「困ったときの連携ノート」を平成 23 年 3 月に刊行した。

**評 価**  
本事業の過程そのものが、医療機関と地域のネットワーク作りに繋がっており、「顔の見える関係作り」ができたことは今回の取組の大きな成果と考える。  
意見交換会は、地域関係者全体で顔をあわせて連携の重要性を再認識する機会となった。「精神保健福祉関係者会議」の活動が活発化した市もあり、連携推進に貢献できたと考える。またアンケート調査により、各関係機関の役割・具体的な連携技術・地域連携の課題を共有することで、相互理解を深めることができた。  
管内精神科病院訪問と研修会では、意見交換会では出会えない病院看護職と連携について情報交換することができた。看護管理者からは、地域連携のためには病棟看護師の意識改革が必要という意見も聞かれ、研修に参加した病棟看護職からも外に出て地域連携について学びたいというニーズが明らかになった。  
連携事例集については、医療機関を含む地域関係機関全体の意見を盛り込むことができたが、地域でどのように普及・発展させていくかは次の課題である。そのため今後は、「精神保健福祉関係者会議」での連携事例集の普及・連携事例集を活用した事例検討会、病院看護職に特化した研修会などの実施を検討しており、治療中断予防のための医療機関と地域の連携をさらに推進していく予定である。

**問い合わせ先**  
多摩小平保健所 保健対策課 地域保健係  
電 話 042-450-3111  
ファクシミリ 042-450-3261  
E-mail S0200169@section.metro.tokyo.jp

## 事業イメージ

目標：連携事例集を作成し、作成過程を通じて  
病院と地域との連携推進を図る

### 各市での意見交換会

平成22年5月～7月(前期)  
10月～11月(後期)

対象：精神保健福祉関係者会議参加者(管内全5市)  
内容：地域連携の現状、下記アンケート調査結果などについての意見交換  
連携事例集の内容検討

### アンケート調査

平成22年5月～7月

対象：上記意見交換会参加者  
内容：地域生活の現状について(当事者・家族会向け)  
地域連携の現状について(関係機関向け)

### 精神科病院訪問

平成22年5月

対象：精神科病院看護管理者(管内全10病院)  
内容：地域連携・病院状況の聞き取り、研修会内容の意見交換・参加依頼

### 研修会

#### 「精神科病院と地域の連携」

平成22年7月14日

講師：萱間真美教授(聖路加看護大学)  
内容：講義、グループワーク  
対象：精神科病院職員  
訪問看護ステーション  
地域保健福祉関係者

## 地域全体での「顔の見える関係作り」

保健所内PT：保健師事例の集約・編集

## 困ったときの連携ノート

# 事業内容

## 1 「地域連携」意見交換会の開催・アンケート調査実施

### (1) 「地域連携」意見交換会

#### 【実施方法】

管内各市に設置されている「精神保健福祉関係者会議」に参加し、「地域連携」に関する意見交換会を開催。前期・後期に分け、管内5市を廻り計10回実施した。

#### 【実施時期】

前期 平成22年5月～7月、後期 平成22年10月～11月

#### 【参加者】

各市「精神保健福祉関係者会議」の参加者、計61機関103名。

	西東京市	小平市	東村山市	東久留米市	清瀬市
参加者	家族会 医療機関 社会福祉協議会 共同作業所 グループホーム 市役所 地域生活支援センター 就労支援センター 多摩総合精神保健福祉センター 保健所				
	民生児童委員 訪問看護	当事者団体 通所授産施設 民生児童委員 福祉ホーム 救護施設 NPO	通所授産施設 救護施設	民生児童委員	救護施設 民生児童委員

#### 【内容】

前期は「当事者・家族・関係機関の困りごと」「地域連携の現状」など、後期は「下記アンケート結果」「地域連携の課題」「連携事例集の内容・構成」などについて意見交換を行った。

### (2) アンケート調査の実施

#### 【実施方法】

前期意見交換会の中で、参加者にアンケート調査協力を依頼。その場でアンケート用紙を配布し、郵送及びFAXでの返信による回収を行った。

#### 【実施時期】

平成22年5月～7月

#### 【回答者】

上記意見交換会の参加者および参加者と同じ施設の職員、計36機関86名。

#### 【内容】

	地域生活の現状（当事者・家族向け）	地域連携の現状（地域関係機関向け）
内容	① 病院に行きたくないと感じる時 ② 自分だけでは対応しきれず困った、 助けて欲しいと感じるとき ③ ②への対応、対応時の工夫点 ④ ②の状況時に必要な支援・協力内容	① 関係者に連絡・相談する時 ② 対応困難者、施設だけでは対応できず困 った場面について ③ ②の事例への施設での対応方針 ④ ②の事例での地域関係者との具体的な連 携方法、役割分担 ⑤ 連携時に気をつけている点、工夫点

### (3) 上記取組からみえた、今後の「地域連携」の方向性

- ・時代の変化とともに地域関係機関の種類・数が増え、役割が細分化している。それゆえに地域関係機関の連携と協力がよりいっそう望まれる。
- ・連携調整役を明確にし、当事者・家族・関係機関で支援方針の共通認識を作る必要がある。
- ・個人情報の適正な扱いについて学び、連携の障壁にならないようにする。
- ・家族支援がシステム化されていないため、連携による支援の広がりが必要。
- ・当事者、家族の高齢化が進んでおり、高齢介護部門との連携がさらに重要となる。
- ・管内5市で連携の取組に差があり、底上げが必要である。

## 2 精神科病院訪問

管内にある精神科病院全10病院を訪問した。その際、看護管理者に聞き取り調査を行い、病院の現状・地域との連携状況・看護体制などについて把握した。また下記研修会の内容について、意見交換を行い、病院職員の積極的な参加を呼びかけた。主な意見は以下のとおりである。

- ・ 地域とは、生活支援センターとの連携が多い。地域との窓口は、おもに精神保健福祉士が担っている。
- ・ 病棟看護師は地域の大変さ重要さを知らない。地域移行に対する意識改革が必要である。
- ・ 地域の情報も病棟まで届かない。保健所保健師がどんなことをしているのか分からない。
- ・ 研修会には、病棟看護師も参加させたい。病棟の人員体制を整えるため、研修案内時期、実施時間を配慮して欲しい。

## 3 研修会の実施

【実施日】平成22年7月14日

【テーマ】精神科病院と地域の連携について

【講師】聖路加看護大学 精神看護学教授 萱間真美 氏

【参加者】精神科病院職員（看護師、精神保健福祉士）30名、訪問看護ステーション職員10名  
地域保健福祉関係者 23名 合計63名

【内容】①講演 精神障がい者への訪問ケア～現在の制度と将来への構想～  
②事例検討グループワーク「医療機関と地域の連携について」

【成果】・ 普段外に出ない病院看護師と地域関係者が顔を合わせ、連携について意見交換する良い機会となった。  
・ 病棟看護師の地域連携について学びたいというニーズが明らかになった。

## 4 連携事例集「困ったときの連携ノート」の作成

【目的】

医療機関を含む地域関係者が精神障害者の支援に困り、連携に取り組む際に具体的に連携がイメージできるような、連携事例集「困ったときの連携ノート」を作成する。

【対象】

管内の精神保健医療福祉に携わる関係者（医療機関、行政機関、社会復帰施設等職員）

【作成過程】

現状・課題把握

上記1～3の取組を通し、管内における医療機関と地域の連携の現状と課題について把握

保健師事例集約

保健所保健師を対象に、病院を含む地域関係機関との連携事例を集約

編集

助言者として東京都精神医学総合研究所の新村順子氏からの協力を頂きながら、保健所内PTで内容検討・事例編集を行った。

【構成】

### 《1. キャッチしよう治療中断リスクの高い人、たくさんケアが必要な人》

治療中断が起こりやすい背景を「相談者自身」「家族」「支援者の連携やシステム」に分けて整理し、キーワード化して掲載した。

### 《2. こんなときどうする？ 具体的な連携について考えてみよう》

対応困難な精神障害者に対して、病院を含む地域関係機関にどのように連携が望まれるかを具体的な事例・エコマップを活用し示した。

### 《3. 支援を行うにあたっての工夫点》

事例検討会の方法や個人情報の取り扱い等、連携をすすめるうえでの工夫点を整理した。

### 《4. 困った事例への対応～相談をうけるポイントを考えてみよう～》

日ごろ支援者が対応に困る相談について、Q&A方式で支援方法を記載した。

### 《5. 事例検討シート》

病院を含む各関係機関で活用できるように、空白の事例検討用紙を添付した。

# 連携事例集「困ったときの連携ノート～精神障害者の支援を繋ごう～」（一部抜粋）

**ケース 13** 薬を飲み忘れてしまうため、症状が安定せず、周囲に迷惑をかけてしまう方への支援。

キーワード： 薬の服用管理不十分・治療中断リスク 連携行先

あすかさんは、42歳の女性です。10代で統合失調症を発症し、病院と地域生活支援センターを利用しながら生活保護で一人暮らしをしています。家族は遠方に住み、首尾不通の状態で、あすかさんとの関わりはほとんどありません。

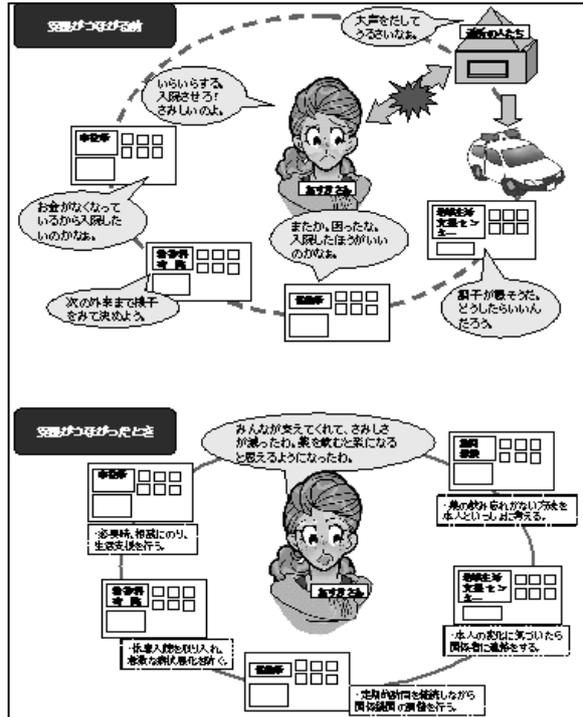
あすかさんは病院受診はきちんとしていても、薬を飲み忘れることが多くありました。長い間薬を飲まないでいると症状が悪化し、騒ぐこともあります。また、友達を呼び出し、夜中までファミリーレストランに付き合わせるようになり、反響は少しずつあすかさんを敬遠するようになりました。あすかさんは具合が悪くなった自覚があるのに、どうしてよいかわかりません。次第にイライラし、病院で「入院させる！」と怒鳴ったり、夜眠れず大声を出すようになります。ある日の夜、大声を出したところ、隣の住民が「うるさい！」とあすかさんの家に来ました。あすかさんは「あなたには関係ない！」と言いながら返すを持ち出したため、警察官通報となり、措置入院になりました。

措置入院先ではすぐに病状が良くなり、退院が決まりましたが、それを聞いた生活支援センターはあすかさんの退院後の生活に不安を感じ、退院前カンファレンスを開催しました。生活支援センターの職員や通院していた病院のケースワーカー、市の生活保護・障害福祉担当者、保健所担当者などが集まり、よくよく確認してみると、あすかさんは数年のうちに同じような形で2度も入院していたのです。あすかさんとしては、「薬を飲みたくないわけではいけれど、服薬カレンダーを壁に下げてもある事がなく、どうしてか忘れてしまう…」とのことでした。

ここまでの段階で支援ニーズを考えてみよう！

- あすかさんは、どのような気持ちでしょうか？
- 生活支援センターは、他の支援者に期待していることは何でしょうか？
- あすかさんの支援目標を考えてみましょう。
- この段階で、あすかさんを支援するための機関は、どのような連携が必要でしょうか？どのような連携が必要と考えてみましょう！

あすかさんは、措置入院ではありましたが、地域の支援体制が整わない状態で退院が決まりそうです。再度、治療中断のリスクが高く、地域生活支援センターだけで抱え込むことが困難であることが予測できます。地域生活支援センターは、このあすかさんを抱え込み、他の支援機関に相談を求め、病院を含め、地域であすかさんを支えて行く態勢を築くことが必要です。



**事例検討会について**

自分が困った時には、まず、自分の所属する職種内で相談できる、話し合える態勢が整っていること問題解決も早いと思います。同じ職種に勤めていても、職種や年齢、それまでの経歴など背景によって考え方が異なります。お互いの考え方を尊重しつつ、意見交換を行い、ひとりで抱え込まない態勢作りをしていくことが必要です。職種内のコミュニケーションを活発にすること、一人ひとりの自信につなげるために事例検討会を活用しましょう。

1 事例検討会の必要性

対象者の生活や人生を視野に入れて支援すると、保健・医療・福祉だけでなく、教育、司法、職場等さまざまな関係機関との関わりが生まれます。多職種間で協議し、ケアの質を保ったり、上げるためには、連携が必要です。連携を上手にしていけるために、多職種による事例検討会を活用することは有効な方法となります。

事例検討会の効果

- アセスメント（身立て）の精度向上
- 自分自身の理解を深める
- 関係機関の連携が深まる
- 地域資源の開発

⇒ **良いケアの提供につながる！**

※事例検討の方法：東京臨海保健医療総合研究所附属障害者事例検討会より引用

2 事例検討会のすすめ方

1 すぐに言いたい、相談したいとき、⇒ ミニカンファレンスの活用

電話や面談での相談中、もしくは終わったときに、自分の判断は良かったのだろうかという迷いは多くあります。そういう時は、まず、そばにいる人に声をかけて聞いてみましょう。自分の判断の確拠、支援の方向性の検討、ストレスを抜く等その場でできることをすることで、迷いがなくなりストレスをためこむことも少なくなります。

私は、「きちんと答えなくてはい」という気持ちが強く、電話相談に口びくびくしていました。でも、判断に迷っても、その場ではまず、周りの人に聞くことが大事だということがわかりました。今では、ちょっと心配と思ったら、先輩が忙しなくてもわざわざ聞けるぐらいのさまで、それからは電話が怖くなくなりました。

**相談場面 3**

家族がいきなり「もう面倒をみられないから入院させたい」と、相談に来ました。本人は、退院もでき、薬も飲んでいるので入院が必要だとは思えません。入院も希望していません。こういうとき、家族とどのように関わっていけば良いのでしょうか？

家族は今、何かに困っているのでしょうか。具体的に何に困っているか確認しましょう。「長い間、苦労してきて疲れた。」「どのように対応していいかわからない。」「寝にも協力してもらえず、孤立感がある。」等。

また、「家族自身に病気あり、本人の世話ができない。」など、さまざまな理由が考えられます。

こういうときは、困惑している家族の思いを受け止め、相談関係を築くことから始めます。

本人の対応であれば、施設での状況を伝え、対応方法を一緒に考えることが必要です。また、病気そのものに理解がない場合もあります。その場合は、病気や薬についての知識を提供し、わかっている場合は、状態や病気についての見通しを促すや家族の批判的な気持ちが抑えられることがあります。担当者から入院が必要と判断しない理由も伝えてみましょう。

ケアする対象者としての家族自身の悩みには、一人で背負わず、家族同士で分担して、介護したり、家族会に参加して支えあう仲間をみつけたり、家族自身の心身状態のつらさが持続するときは家族自身が医療機関を受診するなど、サポートを受けられるよう支援を行きましょう。

## 5 今後の課題

「困ったときの連携ノート」の普及・発展

連携に関する病院看護職への継続的な働きかけ

- ・「精神保健福祉関係者会議」での「困ったときの連携ノート」を活用した事例検討会
- ・精神科病院看護職に特化した「地域生活移行」に関する研修会 など

医療機関と地域の連携推進強化

<b>食中毒防止キャンペーンの実施</b>	
北多摩北部保健医療圏 多摩小平保健所	
<b>実施年度</b>	開始 平成21年度 終了 平成22年度
<b>背景</b>	<p>食中毒の主要病因物質は、腸炎ビブリオやサルモネラからノロウイルスやカンピロバクターへと変化し、食中毒の発生を未然に防止するためには市民及び食品関係事業者の意識改革と自主的な取組が課題となっている。</p> <p>食品関係事業者には知識や認識が不足している者も多く、事業者自身による改善が十分に進んでいない。また、市民の多くが肉の生食の危険性を認識していない。</p> <p>そのため、食品衛生協会や食品衛生推進員との連携、市等と協働して、市民及び食品関係事業者の意識改革を進め、食中毒の発生を防止する。</p>
<b>目標</b>	市民を食中毒から守るために、食品営業者等の意識や自主管理体制を強化するとともに、市民への食の安全安心情報を発信する等、業界や市等による自主的な安全安心の動きを作り出す。
<b>事業内容</b>	<p><b>【計画全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「手洗いキャンペーン」及び「肉の生食防止キャンペーン」の実施</li> <li>・講習会等の機会を活用した自主管理認証制度の周知</li> <li>・食品衛生自治指導員による自主的な簡易細菌検査の実施の支援</li> </ul> <p>1 手洗いキャンペーン</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手洗いチェッカーを用いた手洗い指導の実施(平成21年度)</li> <li>(2) 手洗いポスター(平成21年度:手洗い方法、22年度:洗い残し)を作成し配布</li> <li>(3) 手形培地を用いた手洗い指導の実施(平成21年度)</li> <li>(4) 手洗いDVDの作成(平成22年度)</li> </ol> <p>2 肉の生食防止キャンペーン</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 多摩小平保健所情報ルームでの企画展示実施(平成21・22年度)</li> <li>(2) 多摩小平保健所ホームページへの情報掲載(21・22年度)</li> <li>(3) 保健所で発行する情報誌への記事の掲載(21・22年度)</li> <li>(4) 管内各市を配布エリアとする地域密着型情報紙への記事の掲載(22年度)</li> <li>(5) テレビ番組を通しての情報提供(22年度)</li> <li>(6) ラジオ番組を通しての情報提供(21・22年度)</li> <li>(7) 食品衛生講習会による継続的な情報提供(21・22年度)</li> <li>(8) 保育園の保護者を対象とした肉の生食に関するアンケート調査実施(21年度)</li> <li>(9) 学校給食調理従事者へのアンケート調査実施(22年度)</li> </ol> <p>3 各種講習会における説明及びリーフレット配布による自主管理認証制度の周知</p> <p>4 自治指導員による簡易細菌検査における培養・判定を支援、結果の指導を実施</p>
<b>評価</b>	<p>1 「手洗いキャンペーン」における事業者及び市民参加型の手洗いチェッカーを用いた手洗いの指導及び手形培地を用いた手洗いの指導は、その場で判断指導を実施したため、参加者から非常に好評であった。また、ポスターも積極的に掲示してもらえて、普及啓発を効果的に進めることができた。</p> <p>2 「肉の生食防止キャンペーン」は、多種類の媒体を通して情報提供を行うことにより、正しい情報を一般市民に提供することができたと考える。圏域内での食中毒事件数ゼロを目指して、今後も継続して周知していく。</p>
<b>問い合わせ先</b>	<p>多摩小平保健所生活環境安全課食品衛生第一・第二係</p> <p>電話 042-450-3111</p> <p>ファクシミリ 042-450-3261</p> <p>E-mail S0200169@section.metro.tokyo.jp</p>

# 食中毒防止キャンペーン1「手洗いキャンペーン」の取組

## 1 実施目的

食中毒予防における手洗いは、「手洗いに始まって手洗いに終わる」といわれているが、調理に携わる人の手洗いをみていると、正しい手洗いが実践されているとは必ずしも言い切れない現状がある。また、保育園や福祉施設のような感染症のリスクが高い施設では、食中毒菌やノロウイルスが施設利用者から調理場内へ持ち込まれる恐れがあるため、利用者や従業員に対しても、調理従事者と同様に正しい手洗い方法と必要性を周知していく必要がある。

これらのことから、正しい手洗い方法について、更なる普及啓発が必要であると考え、市や関係団体と協働し、参加者による体験型の普及啓発事業として、「手洗いチェッカーを用いた手洗い指導」、「手形培地を用いた手洗い指導」を実施し、新たな視点から2種類のポスターと手洗いDVDを作成し普及啓発を行った。

## 2 実施内容

- (1) 手洗いチェッカーを用いた手洗い指導の実施
- (2) 手洗いポスター(H21：手洗い方法、H22：洗い残し)の作成及び配布
- (3) 手形培地を用いた手洗い指導の実施（平成21年度報告集に詳細を掲載）
- (4) 手洗いDVDの作成

## 3 手洗いチェッカーを用いた手洗い指導について

- (1) 実施時期 平成21年5月から平成22年8月まで
- (2) 対象 協力が得られた事業者1,136人及び一般市民276人の合計1,412人
- (3) 実施方法  
市販の手洗いチェッカーを用い、ローションを手に塗り広げた後いつも行っているように手を洗い、専用ライト当てて洗い残しによりローションが付着している部位を確認した。その結果を保健所で作成した複写式の調査用紙に記入し、1部を対象者に交付し、もう1部は保健所で回収し集計を行った。
- (4) 集計方法  
洗い残し部位を集計するため、手の甲とひらをそれぞれ1から23までに部位を区分し、洗い残しありを1点、洗い残しなしを0点として洗い残しの有無を点数化し入力した。  
部位ごとに、母数に占める洗い残した人の割合（洗い残し割合、%）を算出し、あらかじめ決めた基準に従い洗い残しレベルとして数値化した。
- (5) 結果  
利き手、反利き手の区別なく集計したところ、手のひら側よりも手の甲側、特に指先で洗い残しが多い傾向となった。  
どちらか片方の手を利き手として特定できた対象者計1,267人（内訳：右利き1,213人、左利き54人）について利き手、反利き手の洗い残しを見ると、利き手の方に洗い残しが多い結果になった。  
事業者1,136人、一般市民276人の洗い残し総合点数について比較を行ったところ、両者の間には有意差はなかった。  
調理担当237人、事務担当45人について比較を行ったところ、有意差はなかった。
- (6) 考察  
指先と手の甲について洗い残しが多いことについては、医療関係者については同様の報告があるものの一般を対象とした調査で確認されたのは初めてである。これらの部位を洗い残しの多い箇所として普及啓発を図ることは、広く有用性があると考えられる。  
利き手に洗い残しが多い傾向が認められたことについては、手を洗う場合、利き手を良く動かして反利き手を洗うが、反利き手で利き手を洗うことが少ないと推測される。そのため、先述した洗い残しについて普及啓発する際には、利き手をより入念に手洗いするよう重ねて普及啓発する必要がある。  
事業者と一般市民の手の洗い残しに明確な違いがみられなかったことについては、事業者はその他の方に比べ、日常的に調理業務をはじめ水仕事に従事する方が多く、指先周囲の皮膚がささくれ状にはく離、皮膚表面が硬化、洗い残し部分に傷がある等、皮膚表面に

問題のある方が多く見受けられ、事業者は、一般市民と同じかそれ以上に入念に手洗いを  
行っているにもかかわらず、手の表面にしみ込んだローションが洗い流せず、洗い残しとして確認され  
るケースがあったと推測される。今回の結果をふまえると、事業者に対しては入念な手洗  
いについて指導するだけでなく、皮膚の状態を良好に保つ必要性についても普及啓発が  
必要であると考えられる。

(7) まとめ

本事業の実施により手洗いによる洗い残しが多い箇所を把握することができたので、こ  
の結果を元にポスターを作製し、積極的に普及啓発していく。

手洗いチェッカーを用いて洗い残しを指導する際には、正しい手洗いができているか確  
認するとともに、場合によっては皮膚の状態を改善するよう指導する必要がある。

今回、実際に手洗いチェッカーを使用し洗い残しを確認した対象者から、「きちんと手  
を洗っているつもりでいたが、意外と洗い残しがあった。今後の手洗いの参考にしたい。」  
という感想が多く聞かれ、各自が正しい手洗い方法を身につける上で大きな役割を果たし  
たと考える。

4 手洗いポスター(手洗い方法、洗い残し)の作成及び配布について

21 年度は手洗いの際の手本として活用してもらえよう所内で撮影した写真を取り入れ  
た手洗い方法のポスターを、22 年度は「手洗いチェッカーを用いた手洗い指導」の集計結果  
に基づいた洗い残しのポスターを、それぞれA3サイズを2,500枚、A4サイズを5,000枚  
作成し、管内の事業者、集団給食施設、社会福祉施設等に配布した。



図 平成 21 年度作成手洗い方法のポスター 平成 22 年度作成洗い残しのポスター

5 手洗いDVDの作成について

(1) 目的

事業者は、保健所主催の食品衛生講習会や社内の衛生教育等を受  
ける機会が多いこともあり、正しい手洗いの方法や、手洗いの重要  
性に対する理解度は高い。しかしながら、一般市民は手洗いの方法  
に対する認識が高いとはいえない状況にある。映像媒体を利用する  
方法は、実際に実技をしているところを見せられるため、正しい手  
洗い方法を学んでもらう上で非常に有効であると考え、正しい手洗  
い方法を効果的に周知するために、手洗いDVDを作成した。



図 手洗いDVDのジャケット

(2) 取組方法

当所職員が、脚本の作成及び手洗いの実技等を撮影し、10 分間の内容に編集した。

(3) 今後の予定

家庭における感染症及び食中毒予防のため、今回作成したDVDを利用し、手洗いの普  
及啓発活動を推し進めていく。

## 食中毒防止キャンペーン2「肉の生食防止キャンペーン」の取組

### 1 実施目的

近年、カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌食中毒が多発しており、その要因の一つとして、事業者及び消費者ともに肉の生食の危険性についての認識が不足している現状がある。当保健所では、かねてより、事業者に対し、講習会等を通じ食品衛生知識の普及に努めてきた。しかし、若者を中心に生肉を好む傾向は高く、肉の生食による食中毒を防止するためには、消費者を含め、幅広い層へ肉の生食防止の普及啓発やリスクの認知を行っていく必要がある。

そこで、当所では、平成21年度から食中毒防止キャンペーンの一環として、消費者及び事業者に向けて様々な方法により肉の生食防止に関する普及啓発(肉の生食防止キャンペーン)を行った。また、その効果を検証する一つの取組として、食品衛生について正しい知識が浸透していると期待される学校給食調理従事者を対象に肉の生食についてアンケート調査を行い、消費者webアンケート調査との比較から普及啓発の有効性について検討を加えた。

### 2 実施内容

- (1) 保健所情報ルームでの肉の生食防止に関する企画展示  
展示期間：平成21年7月1日から7月31日、平成22年7月1日から8月31日  
来所者数(展示期間中)：一日平均54.9人
- (2) 多摩小平保健所ホームページへの情報掲載  
延べアクセス数：月平均22,000超(平成21年4月から平成22年12月)
- (3) 保健所で発行する情報誌への記事の掲載 発行部数合計：1,100部  
配布先：市役所、小中学校、図書館、病院及び食品衛生協会等の関係団体
- (4) 管内各市を配布エリアとする地域密着型のフリーペーパー3媒体への掲載  
発行部数：3媒体合計 161,000部
- (5) テレビ番組を通しての情報提供  
TOKYO MXテレビ 番組「どうする?東京」  
放送日時：平成22年6月26日21時から21時30分(30分番組)
- (6) ラジオ番組を通しての情報提供  
株式会社エフエム西東京 番組「〇〇(まるまる)ランチボックス」まちともコーナー  
放送日時：平成21年12月15日、平成22年12月21日 12時20分から12時50分(30分番組)
- (7) 食品衛生講習会による継続的な情報提供(事業者、保育士、大学の学生等)  
肉の生食防止について情報提供した講習会の実施回数及び参加人数  
平成21年度 講習会数：78回 受講者数：延べ4,168人  
平成22年度 講習会数：54回 受講者数：延べ3,641人
- (8) 保育園の保護者を対象とした肉の生食に関するアンケート調査  
調査対象：管内の保育園7施設 回答者数：237人

実施時期：平成21年6月から8月まで  
 他保健所実施結果分とあわせて東京都食品安全情報評価委員会に報告

(9) 給食調理従事者へのアンケート調査

食品衛生について正しい知識が浸透していると思われる知識層への意識調査

調査対象：管内5市の保育園給食従事者 回答者数：411人

実施時期：平成22年7月から8月まで

東京都が実施した消費者webアンケート調査と比較検討

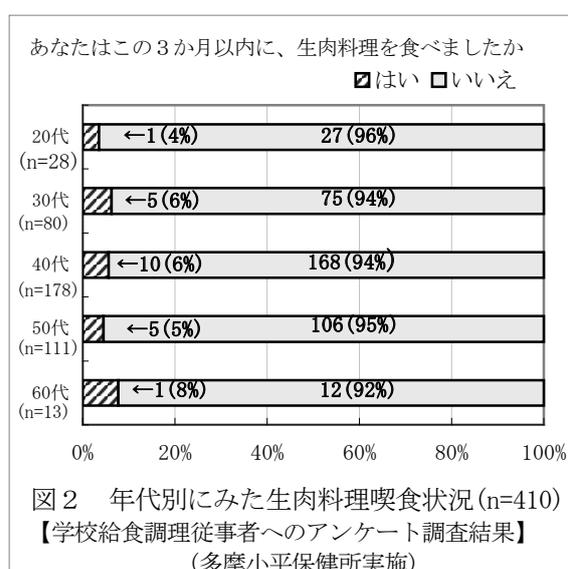
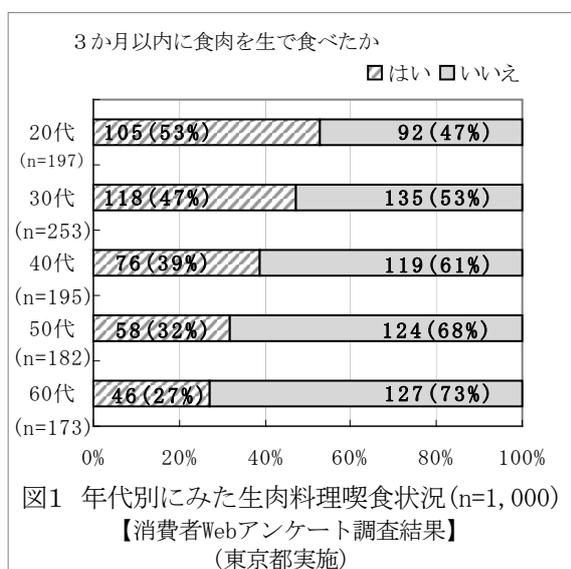
### 3 学校給食調理従事者へのアンケート調査の結果概要

学校給食調理従事者を対象にしたアンケート調査は、消費者webアンケート調査との比較から興味深い結果を得ることが出来た。都の実施したアンケート調査では、3か月以内に食肉を生で食べたかとの間に対して、年齢が若くなるにつれこの割合が上がる傾向が見られたが（20代では53%）、今回の調理従事者への調査では、すべての年代で食べたと回答した人の割合は全体の1割未満であり、顕著な差が見られた。

また、カンピロバクター食中毒等に関する情報源は、複数回答で「職場の研修会」（67%）及び「保健所講習会」（54%）と答えた方が多く、保健所が実施している出張講習会や実務講習会等が知識取得に役立っていることが示された。こうした職場内の研修会や保健所による講習会は、リスクについての一定の知識と意識変化をもたらし、肉の生食防止に繋がることが示唆された。さらに、お子様（お孫さん）に鶏わさやレバ刺しなどの生肉料理を食べさせたことがあるかとの間に対して、約8割の方が「ない」と答えており、自身の職業上得た知識が家庭生活においても行動として現れていることが示唆された。

### 4 まとめ

「肉の生食防止キャンペーン」は、事業者の自主管理体制の強化や市民への安全・安心情報の発信などの取組を通じて、市民を食中毒から守り、食の安全・安心を推進することを目的として実施したものである。調理従事者へのアンケート調査からも講習会等の効果が認められたことから、今後も、事業者と市民の双方に十分な知識を普及啓発するより効果的な方法を検討していく。



<b>地域における違法植物監視体制を強化するための支援事業</b>	
北多摩北部保健医療圏	
実施年度	開始 平成22年度、 終了予定 平成24年度
背景	<p>近年、中学、高校生が大麻の所持、使用で検挙されるなど、薬物乱用の年代が低年齢化している。けしや大麻等は特殊な植物ではなく都内でも各所に自生している。これらの植物が自生していることを知られると悪用される恐れがあるため、早急に抜去の必要がある。そのため、効果的に抜去するためには、地域の力を借り、これら不正植物の早期発見ができるようにする必要がある。当圏域では、小平市の薬物乱用防止に対する意識は高く、地区薬防協を中心として活発な啓発活動を行っている。しかし、普及啓発活動では、薬物乱用防止対策として限界があるため、会員が自ら地域に自生する違法植物の根絶に動き出した。</p> <p>保健所としてこの動きを支援するため、違法植物監視隊の創設を提案し、その活動を支援する事業を実施することとした。</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法植物の発見を効果的に行うため、市民の力を活用した点から面への監視の拡大強化を図る。</li> <li>・市では対応困難な部分を保健所が支援することにより、市や地区薬防協の違法植物の監視体制の整備及び活動の支援を図る。</li> </ul>
事業内容	<p>(1) 支援のための資材等の購入・作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法植物(けし等)の見本、書籍、DVD・ビデオの購入及び、地区薬防協が主催する、中学生の薬物乱用防止ポスターの入選作品のパネルを作成し、けし・大麻等の違法植物等を中心とした薬物乱用防止の意識啓発の支援・推進。</li> </ul> <p>(2) 小平市での違法植物監視員の育成を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会のための講師(国立精神神経医療研究センター)等の選定・紹介を行い、講師による薬物乱用防止のための市への助言依頼及び研修会開催の支援。</li> <li>・市の次世代育成部青少年男女平等課において違法植物監視通報窓口を設置し、違法植物監視員が違法植物を発見した場合、市でも受付を行い、保健所に通報するシステムを構築。</li> <li>・違法植物監視隊の活動について市と保健所及び警察との連絡体制の整備。</li> </ul> <p>(3) 新潟県の県保健所におけるけしの抜去の状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県保健所においてけしの抜去事業を実施している新潟県において、違法けし等の通報、抜去体制の調査を実施し、保健所内の体制整備の実施。</li> </ul> <p>(4) 本庁と協議し、保健所における違法植物の抜去体制の整備の実施</p> <p>(5) 警察との連携調整</p> <p>(6) 医療保健政策区市町村包括補助事業の活用への支援</p>
評価	<p>平成22年度の評価</p> <p>東京都薬物乱用防止推進小平地区協議会において、違法植物監視の重要性を説明し、市における監視隊の創出提言を行った。その後、市の賛同を得て、小平市の違法植物市民監視員創設の支援を行った。</p> <p>また、市における違法植物監視体制の実施を支援するため、都庁内及び保健所内の体制の整備を行い準備を整えた。</p> <p>しかし、3月11日に東日本大震災の発生により、違法植物監視員に対する研修会は平成22年度内に実施できなかったものの、市の各種事業の自粛のなか、市民の活動としての監視隊の活動も実質的には4月からとなった。このため、監視隊の具体的な活動・成果等、支援事業の報告は平成23年度の報告となる。</p>
問い合わせ先	<p>多摩小平保健所 生活環境安全課 薬事指導係</p> <p>電話 042-450-3111 (内線240)</p> <p>ファクシミリ 042-450-3261</p> <p>E-mail S0200169@section.metro.tokyo.jp</p>